

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な業績の向上が社会の発展に貢献し、企業価値を高めて株主をはじめ利害関係者の期待にこたえるものであると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、経営環境の変化に適切に対応できる体制を実現し、公正で、透明な企業経営をすることが重要と考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使につきましては、より一層の権利行使促進のため、2022年6月開催予定の定時株主総会より、三井住友信託銀行が提供する「スマート行使」を利用可能とする予定であります。

招集通知書の英訳につきましては、外国人株主比率の状況を注視しながら、招集通知英訳のコスト・効果等についての調査・情報収集を実施してまいります。

【原則2-3】

【補充原則2-3-1】

当社のサービスは、お客様の業務の効率化のため常に進化を続けており、それらはワーク・ライフバランスの向上、多様な働き方の実現といった形で社会が抱える課題の解決につながり、同時に、業務のペーパーレス化、オフィスの省スペース化や節電などを推し進めることが出来るものと考えております。

また、当社内においては、休暇取得の奨励などによる働きやすさの向上や、節電対策の実施など、社会の要請等に応じた社会・環境問題対策を適宜実施しているほか、NTTデータグループとして、ISO14001の認証を取得しております。

以上のように、当社はサステナビリティに対する取り組みを重要な経営課題として認識しておりますが、一方で、取締役会による関与が不足しているため、当年度中に、取締役会等の場において、サステナビリティを巡る当社方針について、改めて確認・検討を行う予定であります。

【補充原則2-4-1】

(1)人材育成方針、社内環境整備方針、その状況

人材育成の考え方についてはOJTを基本としていますが、下記記載の研修プログラムを中心とするOffJTで補完しながら、社員のスキル強化を積極的に支援しています。

- ・新人向け集合研修
- ・金融基礎知識研修
- ・個別テーマ研修
- ・システム開発入門研修
- ・その他

加えて、社員の育成を補完する取り組みとして、下記の方々の採用を推進しています。

- ・資産運用業界で長年活躍したベテランや定年退職者など業界に恩返しをしたい人の雇用
- ・資産運用業界出身者で、育休や子育て後の女性や離職者の雇用
- ・誰もが認める高いスキルと高い意欲を持っている元社員の再雇用
- ・当社に籍を置き、当社の社風・文化をこよなく愛する(派遣社員等)の採用
- ・高校新卒の採用

当社の社風や文化を理解している方々を積極的に採用し、社内での融合を図りながら、そのスキルをレベルアップしていきます。

雇用・役職者の状況や育成方針については、当社ウェブサイトをご参照下さい。

資産運用IT人材の育成 <https://www.xnet.co.jp/if/sus2.html>

(2)多様性確保についての方針、目標の設定および開示について

当社は資産運用業界で選ばれ続けるサービスを創造・提供していくため、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しております。その確保に向けた目標設定については、現在検討を進めております。

【補充原則3-1-2】

当社の外国人株主比率は僅少であり、現時点では開示資料の英訳は実施しておりませんが、今後の外国人株主比率の推移や海外での事業展開等の状況を踏まえながら、対応を協議してまいります。

【補充原則3-1-3】

当社はサステナビリティに対する取り組みを重要な経営課題として認識しており、サステナビリティを巡る取り組みについて、経営戦略および計画公表の際に開示できるよう、方針の策定に向けて対応を進めております。

【補充原則4-1-2】

当社は、経営基盤の拡大と企業価値の向上のための経営戦略や、経営戦略遂行の基礎となる経営理念等を開示するとともに、当事業年度の業績予想を公表しております。

現在当社は、中期の経営計画は策定しておりませんが、それに代わり、今後の目標とする経営指標として以下の4点を明確に定め、開示してお

ります。

- (i)売上高10,000百万円の達成
 - (ii)過去最高経常利益(886百万円)の更新
 - (iii)売上高営業利益率が15%以上、中長期的には20%～30%へ
 - (iv)有利子負債ゼロの維持
- 今後も達成状況に応じて目標とする経営指標・成績を見直しのうえ、開示してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者(CEO)等の後継候補については、各本部において本部長として配置することにより、経営者としての必要な経験を積ませるとともに、定期的な経営会議のほか、親会社であるNTTデータとのステアリングコミッティー等(非常勤取締役等も出席)に出席し、当社の経営課題や業界に関する知見を継続的に深めさせること等により、計画的な育成を図っております。

一方で、CEO等の選任にあたっては、非常勤取締役等との事前の協議等を経て取締役会にて決議することとしておりますが、育成段階における取締役会としての役割については十分な議論がなされておらず、その仕組みの構築はできておりません。

これについては現在、取締役会等において議論を進めております。

【補充原則4-2-2】

当社はサステナビリティに対する取り組みを重要な経営課題として認識しており、サステナビリティを巡る取り組みについて、基本的な方針の策定に向けて対応を進めております。取締役会としては方針策定に関与するほか、その進捗状況について定期的に確認していく予定であります。

【補充原則4-3-2】

当社は、代表取締役の選解任にあたっては、非常勤取締役等との事前の協議等を経て取締役会にて決議することとしておりますが、指名機関の設置等の体制整備がなされていない当社においては、取締役会が十分な時間をかけて選任に関与する手続きを定めてはおりません。

これについては今後、当社の会社規模や業容の状況を見ながら、CEOの後継候補育成についての取締役会関与とともに、適切な手法を検討してまいります。

【補充原則4-3-3】

当社は、代表取締役の解任にあたっては、非常勤取締役等との事前の協議等を経て取締役会にて決議することとしておりますが、取締役会が業績等を評価して代表取締役を解任するための詳細な基準や手続きまで定めてはおりません。

これについては、今後の検討課題と認識し、取締役会等において議論を進めてまいります。

【補充原則4-8-2】

当社は現在、独立社外取締役を4名選任しておりますが、独立社外取締役との連絡・連携については個々に行うことでも十分に対応が可能となっております。

また独立社外取締役は、それぞれの業務経歴や知見に応じて求められる役割は異なると考えられるため、独立社外取締役内での事前の連絡・調整は、現在の独立社外取締役4名体制においては、必ずしも必要ないと考えております。

以上のような理由から、現在は筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

【補充原則4-10-1】

当社は、現在の役員構成(代表取締役2名、業務執行取締役4名、非業務執行取締役(独立社外取締役を除く)2名(うち、女性取締役1名)、独立社外取締役4名(うち、監査等委員である取締役3名))にて、会社の統治機能と取締役会の機能の独立性・客観性を確保しており、そのような役員構成のなかで、役員の指名や報酬に関する議論を適宜行っているため、役員の報酬・指名等を審議するための独自の機関は設置しておりません。

なお、役員候補者の選任手続きについては、本報告書の【原則3-1】の(iv)に、役員報酬の決定手続きについては、同じく本報告書の【原則3-1】の(iii)に記載しております。

【原則4-11】

当社は、非業務執行取締役のうち1名が女性取締役であり、また独立社外取締役のうち2名は財務・会計に関する専門知識を有するほか、職歴・年齢の面を含め、取締役会の適切な運営のために必要な知見や多様性を確保するよう努めております。

一方で、国際性の確保については現時点では重要性が相対的に低いと認識しており、これについては、今後の事業展開等の状況を見ながら必要性を判断し、対応を検討して参ります。

【原則5-2】

当社は、株主総会招集通知書や有価証券報告書等の法令に基づく開示資料の他、投資家向け説明会資料等において、目標とする経営指標・財務指標や、経営基盤の拡大のための重点施策と、施策達成のために必要な経営資源等(設備投資、人的資本への投資を含む)について開示しております。

目標設定や施策の検討にあたっては、当社の資本コストについて外部の専門家の意見等を確認し、それを考慮のうえで策定しております。

開示資料の作成にあたっては、利用者の視点に立つてむやみに専門用語を使うようなことは避け、平易かつ具体的な記述を行うよう努めております。

なお、事業ポートフォリオの方針に関しては、2022年3月期決算発表後に公表予定の中期経営計画の中で説明する予定であります。

【補充原則5-2-1】

当社は、創業以来初めてとなる中期経営計画について、取締役会で決定し、2022年3月期決算発表後、速やかに公表することを予定しております。公表の際、事業ポートフォリオの方針についても開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は現在、政策保有を目的とした上場株式の保有はございません。

今後も保有の予定はございませんが、仮に上場株式を保有する可能性が生じた場合には、本原則に基づき、事前に十分な時間をかけて目的、便益およびリスク等の精査・検証を行うとともに、その結果を開示し、議決権行使の基準についても策定・開示することといたします。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしておりま

す。

また、主要株主との取引においては、十分に妥当性を考慮のうえ、必要な決裁手続きを経て取引の承認を行うこととしております。

【補充原則2 - 4 - 1】

(1)人材育成方針、社内環境整備方針、その状況

人財育成の考え方についてはOJTを基本としていますが、下記記載の研修プログラムを中心とするOffJTで補完しながら、社員のスキル強化を積極的に支援しています。

- ・新人向け集合研修
- ・金融基礎知識研修
- ・個別テーマ研修
- ・システム開発入門研修
- ・その他

加えて、社員の育成を補完する取り組みとして、下記の方々の採用を推進しています。

- ・資産運用業界で長年活躍したベテランや定年退職者など業界に恩返しをしたい人の雇用
- ・資産運用業界出身者で、育休や子育て後の女性や離職者の雇用
- ・誰もが認める高いスキルと高い意欲を持っている元社員の再雇用
- ・当社に籍を置き、当社の社風・文化をこよなく愛する(派遣社員等)の採用
- ・高校新卒の採用

当社の社風や文化を理解している方々を積極的に採用し、社内での融合を図りながら、そのスキルをレベルアップしていきます。

雇用・役職者の状況や育成方針については、当社ウェブサイトをご参照下さい。

資産運用IT人材の育成 <https://www.xnet.co.jp/if/sus2.html>

(2)多様性確保についての方針、目標の設定および開示について

当社は資産運用業界で選ばれ続けるサービスを創造・提供していくため、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しております。その確保に向けた目標設定については、現在検討を進めております。

【原則2 - 6】

当社は現在、自社の企業年金は設立しておらず、資産運用に関して高度なまでの知識を保有する社員確保の必要性は低いと考えております。

【原則3 - 1】

(i)経営理念、経営戦略については決算短信や有価証券報告書等の資料において開示しております。また、期初において当期の業績予想数値を決算短信等にて開示しております。

(ii)本報告書において開示しております。

(iii)当社の役員報酬については、取締役会および株主総会にて決議された金額の範囲内で支給することとし、その報酬は月額報酬と賞与から構成されます。月額報酬については、役位の役割と責任に応じて定められており、賞与については業績に連動させて金額を決定のうえ、支給しております。なお、これらの方針については、取締役会において審議を行っております。

執行役員の報酬については、規程に従い、取締役会で決議しております。

(iv)取締役候補者の選任にあたっては、業務経験や見識、業績評価等を考慮のうえ総合的に判断し、代表取締役社長の推薦を元に経営会議にて審議した後、取締役会にて決議しております。

執行役員の選任については、規程に従い、取締役会で決議しております。

また、取締役等の解任においても、取締役会の決議により決定しております。

(v)社外取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知書および本報告書にて開示しております。社外取締役以外の新任役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知書にて開示しております。

また、取締役等の解任の際、その理由等について説明が必要と考えられる場合においては、公表することといたします。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社はサステナビリティに対する取り組みを重要な経営課題として認識しており、サステナビリティを巡る取り組みについて、経営戦略および計画公表の際に開示できるよう、方針の策定に向けて対応を進めております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」において定めております。その他の業務執行の決定については、代表取締役社長が指名する者より構成する経営会議にて決議し、その決議事項については「経営会議規程」において定めております。

【原則4 - 9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、独立社外取締役候補者を選定しております。

独立性の判断のほか、業務経験や知見等を十分に考慮のうえ独立社外取締役候補者を選定することとし、取締役会の機能の独立性・客観性の維持に努めております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、現在の役員構成(代表取締役2名、業務執行取締役4名、非業務執行取締役(独立社外取締役を除く)2名(うち、女性取締役1名)、独立社外取締役4名(うち、監査等委員である取締役3名))にて、会社の統治機能と取締役会の機能の独立性・客観性を確保しており、そのような役員構成のなかで、役員の指名や報酬に関する議論を適宜行っているため、役員の報酬・指名等を審議するための独自の機関は設置していません。

なお、役員候補者の選任手続きについては、本報告書の【原則3 - 1】の(iv)に、役員報酬の決定手続きについては、同じく本報告書の【原則3 - 1】の(iii)に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、業務執行取締役については過去の業務経歴等を考慮し、取締役会としての経験・知見のバランスに配慮しながら取締役候補者を選定しております。

また、多様性の観点から、女性取締役1名を選任するほか、独立社外取締役4名を選任し、うち2名は、財務に関する十分な知見を有しています。

取締役の選任にあたっては、以上のような構成から成る取締役会にて、中立的かつ多様な意見を踏まえた審議を行っております。

なお、当社取締役の知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスについては、本報告書に添付しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は現在、独立社外取締役のうち2名が他の上場会社において会社役員を兼務しております。取締役については他の上場会社における兼務は無く、当社の業務執行や取締役会における判断に支障はございません。

また、役員の兼任状況は、株主総会招集通知書等により毎年適切に開示をしております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、更なる取締役会の機能向上を図ることを目的とし、以下の通り、取締役会の実効性評価を実施いたしました。

(i) 評価の時期：2021年2月～2021年3月

(ii) 評価の方法：取締役および監査役全員（12名）に対し、匿名方式によるアンケートにて調査を実施

(iii) アンケートの作成、収集・集計等の事務手続き：取締役会事務局が実施

(iv) アンケート（質問）の内容

・取締役会の構成について（全3問）

・取締役会の運営について（全6問）

・取締役会の審議充実に向けて（全13問）

・取締役会を支える体制について（全6問）

・株主その他ステークホルダーとの関係充実に向けて（全2問）

・その他事務局運営等について（全4問）

(v) アンケートの結果について、2021年5月28日開催の取締役会終了後に確認を行いました。具体的には以下の通りです。

・独立社外役員の人数・割合が不足しているとの意見が見られました。これについては、改定CGコードにおいて独立社外取締役の3分の1以上の確保が求められることによるものと考えられますが、当期における監査等委員会設置会社への移行により、改善が図られております。

・昨年のアンケート結果において、役員報酬、最高経営者の選任および経営陣幹部の選任に関する議論について課題があるとの結果が出たため、その後、それらについて議論の場を設けたことにより、今回のアンケートにおいては僅かに改善が見られました。しかしながら、引き続き課題が残っているとの意見も多くありましたので、今後は、任意の報酬・指名委員会設置等も含め、継続して議論してまいります。

その他、アンケートに記載された各役員からのコメントに基づき、議論を実施いたしました。

当社は引き続き、取締役会の実効性評価を通じ、企業価値のさらなる向上のための取組みを進めるとともに、取締役会評価の方法の改善も含めて今後も議論して参ります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、新任役員就任の際、当社の事業内容、財務状況等、基本的な情報について十分な説明を行っております。また新任役員については役員に求められる役割・責務を理解するための役員研修へ参加しております。

就任後においても、個々の役員に求められる知識の向上、市場動向の把握等を目的として、必要に応じてトレーニングを継続して実施しております。

【原則5 - 1】

当社は、株主も含めた個別取材の要請に対しては、情報開示の平等性、企業価値向上の観点からの必要性等を考慮のうえ前向きに検討し、代表取締役社長自らが対応しております。

当社の株主等との対話のための方針は以下の通りです。

(i) 当社は、代表取締役社長がIR活動を統括しており、株主の皆様との対話促進のための活動を推進します。

(ii) IR活動の実施にあたっては、代表取締役社長の指示に基づき、管理本部内の経営企画、IR、法務、総務、経理等の担当者がIR資料の作成から会社説明会、個別株主の面談まで直接的に関与することで、インサイダー情報に留意しつつ社内の継続的な情報連携を図るとともに、対話の場における情報の公平性の確保に努めます。

(iii) IR活動の中で聞かれた株主等からの意見については、取締役会の場において代表取締役社長が報告を行い、要求事項や課題等について共有、意見交換のうえ、その対応について検討します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	4,213,400	51.00
光通信株式会社	593,600	7.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	376,000	4.55
小林 親一	247,800	3.00
吉川 征治	247,800	3.00
渡邊 久和	247,800	3.00
鈴木 邦生	111,000	1.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	102,200	1.24
村上 重昭	67,800	0.82
茂谷 武彦	56,400	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（上場:東京）（コード）9613
--------	----------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社及びそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に完全に独立して決定しております。

これを確認するため、取締役会において、定期的に親会社及びグループ会社との取引内容および金額を報告しております。

なお、当社が親会社から得る年間売上高の年間売上高全体に占める割合及び、当社から親会社へ支払う年間費用の年間費用全体に占める割合は、いずれも1%未満であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、NTTデータグループの一員であります。少数株主保護を念頭に置き、独立性・自主性を重要視したうえで事業運営を行い、自社の企業価値最大化を図っております。一方で、親会社との間では、NTTデータグループ全体の企業価値最大化を実現するため、以下のような連携が行われております。

NTTデータグループとしてのシナジーの最大発揮のため、事業運営に関する重要な事項については、NTTデータとの協議、もしくはNTTデータに対する報告を行っております。ただし、日常の事業運営では、相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ、綿密な連携を保ち、持続的な成長、発展を図り、業績の向上に努めています。

役員の選任に際しては、親会社の推薦をもとに候補者とする場合がありますが、推薦された候補者については、その経験、知見等から当社の業容拡大や監督のために適任であるかを常勤取締役等において検討し、親会社と協議のうえで候補者として決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武山 芳夫	他の会社の出身者											
齋藤 健	他の会社の出身者											
丸山 浩司	他の会社の出身者											
明田 雅昭	他の会社の出身者											
鈴木 行生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武山 芳夫		○	取引先である第一生命保険株式会社及び第一生命情報システム株式会社の業務執行者でありました。	第一生命保険株式会社における業務執行経験及び、第一生命情報システム株式会社における企業経営経験など、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、引き続き、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等、十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。過去において取引先である第一生命保険株式会社および第一生命情報システム株式会社の業務執行者でありましたが、両社ともに当社と資本関係等はなく、また両社との取引額の当社総売上高に占める割合より、主要な取引先ではないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
齋藤 健			親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。	当社親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等における業務執行経験及び、株式会社DTSパレットにおける企業経営経験を有しており、引き続き、当社業務執行から独立した客観的立場から、当社の経営に係る事項の意思決定及び業務執行の監督、助言等、十分な役割を果たしていただいております。引き続き社外取締役として選任いたしました。

丸山 浩司	○	○	取引先である株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。	株式会社横浜銀行等における業務執行経験を有しているほか、当事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、2020年の当社社外監査役就任以降、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き当社社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任いたしました。過去において取引先である株式会社横浜銀行の業務執行者でありましたが、当社と資本関係等はなく、また同社との取引額の当社総売上高に占める割合より、主要な取引先ではないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
明田 雅昭	○	○	——	野村グループ等における豊富な業務執行経験と、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。2011年の当社社外監査役就任以降、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き当社社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任いたしました。独立役員として指定した理由は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
鈴木 行生	○	○	取引先である野村アセットマネジメント株式会社の業務執行者でありました。	野村グループ等における業務執行経験及び企業経営経験を有しているほか、当事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しております。2018年の当社社外監査役就任以降、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き当社社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任いたしました。過去において取引先である野村アセットマネジメント株式会社の業務執行者でありましたが、当社と資本関係等はなく、また同社との取引額の当社総売上高に占める割合より、主要な取引先ではないと判断し、株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会を補助する使用人の評価については、他の使用人と同様に取締役以外の複数の評価者により評価を行う。
- (2) 監査等委員会を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意見を聴取のうえ行う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び会計監査人は年間予定、業績報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めています。

当社における内部統制部門(管理部門、契約請求部門等)は、必要に応じて、内部監査、監査等委員監査及び会計監査時に監査担当者及び会計監査人への説明や意見交換などを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経常利益の変動に応じて役位一律に算定しております。業績連動報酬の算定に使用する指標を経常利益とした理由は、本業及び財務活動により得た利益が、取締役の会社経営実績を測る指標として適当であると判断したためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、役位に応じて毎月定額を支給する定額報酬部分と、経常利益の変動に応じて役位一律に算定のうえ毎年6月に支給する業績連動部分から構成されております。業績連動報酬の算定に使用する指標を経常利益とした理由は、本業及び財務活動により得た利益が、取締役の会社経営実績を測る指標として適当であると判断したためであります。

定額報酬部分及び業績連動部分の個人別の報酬については、それぞれの方針に一致していることを確認の上、代表取締役社長が決定いたします。監査等委員である取締役の報酬は定額報酬のみとなります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会（監査等委員会）において当社の状況を適宜説明するとともに、必要に応じ当社該部門より直接状況説明を行わせる体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
吉川征治	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2007/6/28	定めなし
渡邊 久和	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2007/6/28	定めなし
小林 親一	名誉顧問	財界活動等の社外活動に従事	非常勤・無報酬	2013/6/26	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	3名
--------------------------	----

その他の事項

3名の名誉顧問のうち、渡邊久和は元代表取締役副社長、小林親一は元専務取締役となります。

名誉顧問はいずれも、経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、現経営陣による定例報告等も実施しておりません。従って、ガバナンス上の問題は無いと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な業績の向上が社会の発展に貢献し、企業価値を高めて株主をはじめ利害関係者の期待にこたえるものであると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、経営環境の変化に適切に対応できる体制を実現し、公正で、透明な企業経営をすることが重要と考えます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 会社の機関の基本説明

取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置付け、監査役会設置会社を採用してまいりました。今般、当社は取締役会の透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果斷な意思決定を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進することを目的として、2021年6月25日開催の第30回定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかってまいります。

監査等委員構成員は、丸山浩司、明田雅昭及び鈴木行生で、委員長は常勤監査等委員である丸山浩司が務めております。3名全員が当社との利害関係のない社外取締役であり、監督機能の強化を図っております。

取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置付けています。コーポレート・ガバナンス体制の充実のため、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、2004年6月定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、武山芳夫及び齋藤健は社外取締役であります。なお、取締役会の議長は、代表取締役社長である茂谷武彦が務めております。

法令順守につきましては、必要な時に社外の有識者（弁護士、公認会計士等）に確認し、経営の法律面からのチェック機能が働くようにしております。

ロ. 経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

別添模式図参照

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外チェックからの観点では、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であり、さらに、監査等委員を除く取締役のなかでは社外取締役を2名選任し、経営に対する監督機能を一層強化しております。

また、社外取締役5名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、4名については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

これらの体制により、監査等委員会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回程度、社長が講師となり個人投資家向け会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の発表後に会社および決算説明会を、社長が講師となり行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	公開した資料のすべてと、会社及び決算説明会の講演内容を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	親会社制定の「グローバル・コンプライアンス・ポリシー(日本版)」(法令遵守を含む、役員、社員の行動指針)に従い、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1 当社は、コンプライアンスに関する社内の諸規程を定め、コンプライアンス教育研修を継続的に実施し、取締役及び使用人に法令及び定款の遵守を徹底する。
 - 2 社長の任命のもとで、取締役から会社全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンスオフィサーを置く。
 - 3 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。
 - 2 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録、保存、廃棄される。
 - 3 これらの文書を電子化しデータベース化を図り、素早く検索、閲覧できる体制を構築し、取締役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1 当社の事業活動に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握、評価し、経営計画に適切に反映する。
 - 2 経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、管理本部において対策を立案、経営会議にて対策を承認しリスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合の迅速な対応を可能とする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は、本社内の1フロアにおいて、社長以下監査等委員である取締役も含めた常勤役員が一堂に会しており、取締役が必要なときに機動的に打合わせが可能な状況としている。

-2 取締役会の他、常勤役員による経営会議を定期的に行い、また、常勤役員と本部長による幹部会議を毎週開催するなど、業務執行に関する事項の意思決定を機動的に行っている。

-3 極力、文書、印鑑による業務執行を廃して、多くの社内業務は取締役及び使用人が社内のイントラネットによる伝票として申請、決裁及び業務報告等を行い、業務処理の迅速化を図る。当該伝票は適切な権限管理のもと、社長以下取締役も含めた役員相互で確認が可能になっている。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

-1 当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当社における一定の重要事項について、親会社との間で協議または報告を行わなければならないものとする。

-2 親会社及びその企業集団との間の取引については、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じ、会社の業務に精通し監査等委員会の業務を適切に補助できる使用人を配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

-1 監査等委員会を補助する使用人の評価については、他の使用人と同様に取締役以外の複数の評価者により評価を行う。

-2 監査等委員会を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意見を聴取のうえ行う。

(8) 監査等委員会の、その職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

-1 監査等委員会を補助する使用人に対しては、必要に応じて代表取締役や会計監査人と意見交換をする場を確保する。

-2 取締役及び使用人は、監査等委員会を補助する使用人の業務が円滑に行われるよう環境を整備する。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。本号において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

-1 監査等委員会は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。

-2 内部監査担当は、内部監査の都度、監査結果を監査等委員会に報告する。

-3 監査等委員は、社内業務に関して取締役及び使用人が申請、報告及び決裁を行った各種伝票について、社内イントラネット上で閲覧することが可能である。

-4 社内外に内部通報窓口を設置し、内部通報に基づく調査結果を監査等委員会に報告する。

-5 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

(10) 報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内外の通報窓口へ通報した者に対し、通報したことを理由として通報者に不利益な取扱いを行わない旨を社内規程にて定めている。

(11) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その内容の妥当性を検証のうえ、これに応じる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

-1 監査等委員が社内業務に関する各種の情報を自由に閲覧できるよう、社内イントラネットを整備している。

-2 監査等委員は、取締役会のほか、必要があれば社内の主要会議に出席し、意見を述べることができる。出席できなかった場合は、審議事項について報告を受け、または議事録及び資料等の提出を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

社内体制としては、反社会的勢力による不当な要求などが発生した場合の対応を統括する部署を管理本部と定め、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的な体制を整備しております。

また必要に応じて、警察庁・都道府県警察本部等や弁護士など、外部機関への相談、連携等を図り、不当要求などへの対応を行うものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 基本方針

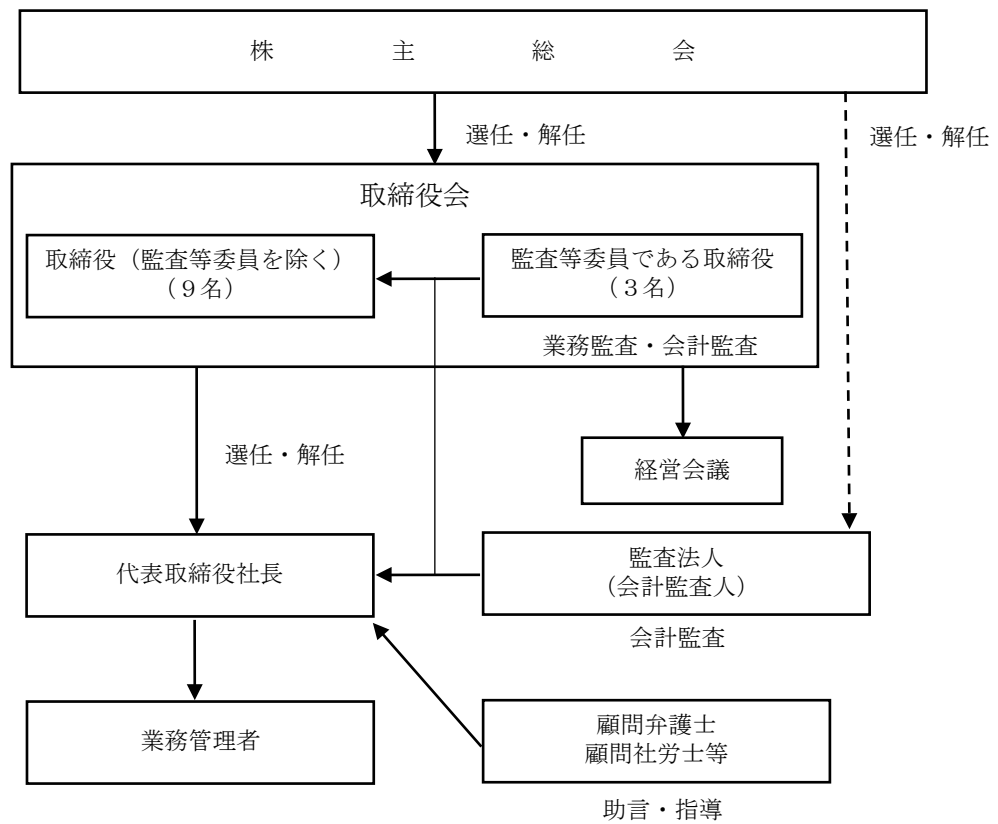
当社は、金融商品取引法等関係書法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい情報開示に努めております。また、適時開示規則に該当しない情報であっても投資家の投

資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断される情報については積極的に情報開示を行ってまいります。

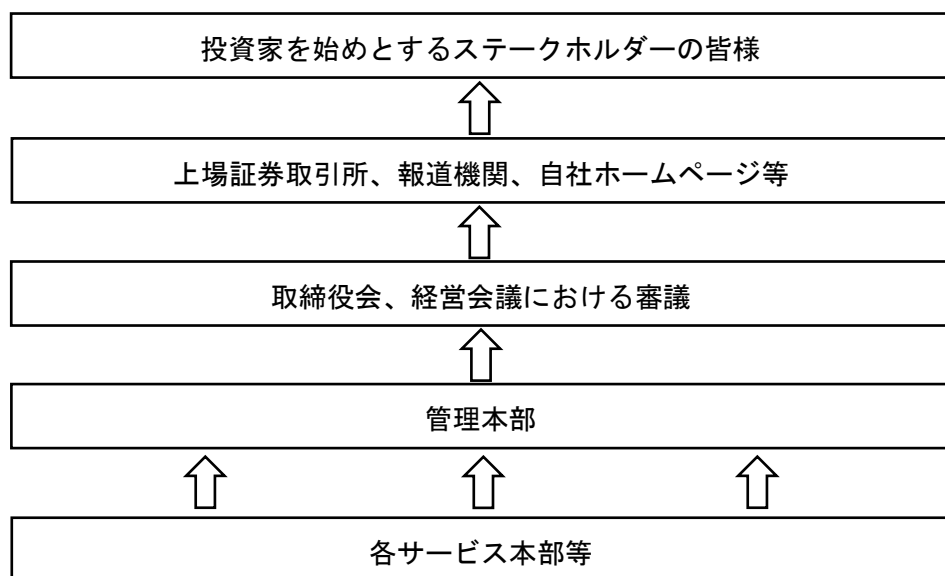
2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- (1)財務・経営管理等を担当する管理本部において、適時開示を義務付けられる情報を含めた重要事実等を統括して管理し、管理本部長を適時開示に関する責任者として任命しております。
- (2)決定事実および決算情報については、管理本部における情報管理のもと、取締役会にて審議のうえ、開示が必要な事項については、遅滞なく開示手続きをおこないます。
- (3)管理本部以外で発生する社内の情報収集については、社長、各サービス本部担当の業務執行取締役・執行役員および各サービス本部長参加のもとで行われる毎週の会議において、各種情報の共有を行い、管理本部において、重要事実の該当可能性を判断します。
- (4)重要事実の可能性有と判断された発生事実については、情報管理を徹底し漏洩防止に努め、法令諸規則の確認をおこなった後、開示の必要性について内部監査部門、監査法人、主幹事証券、取引所等と協議をおこない、取締役会にて審議のうえ、遅滞なく開示手続きをおこないます。
- (5)社員に対しては、情報の取扱いに関する教育を実施し、公表前の重要事実の取扱いについては「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、情報管理を徹底しています。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制概要図】



【スキル・マトリックス】

氏名	役位	常勤／ 非常勤	独立	スキル							
				企業 経営	法務 リスクマネ ジメント	財務会計 経営管理	内部統制/ ガバナンス	R&D ・サービス 開発 ・IT技術	業務経験 (資産運用管理)		
									生損保	投信 投資顧問	銀行
茂谷武彦	代表取締役社長	常		○	○	○	○	○	○	○	
吉本幸司	代表取締役副社長	非			○	○		○			
坂本洋介	常務取締役	常		○	○				○	○	○
新島 毅	取締役	常		○	○	○	○	○	○	○	
鈴木邦生	取締役	常		○			○	○	○		
荻田正陽	取締役	常		○	○	○	○	○	○		○
中嶋悦子	取締役	非			○	○					
武山芳夫	取締役	非	●	○				○			
齋藤健	取締役	非		○			○	○			
丸山浩司	取締役（監査等委員）	常	●	○		○	○	○			
明田雅昭	取締役（監査等委員）	非	●	○		○	○			○	
鈴木行生	取締役（監査等委員）	非	●	○		○	○			○	

※ 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。